

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書

加齢性難聴は、日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど生活の質を落とす大きな原因になる。また、最近では、鬱や認知症の危険因子になることも指摘されている。

加齢性難聴によりコミュニケーションが減り、会話することで脳に入ってくる情報が少なくなることが脳の機能低下につながり、鬱や認知症になるのではないかと考えられている。

日本の難聴者率は、欧米諸国と大差はないが、補聴器使用率は欧米諸国と比べて低く、日本での補聴器の普及が求められている。しかし、日本では、補聴器の価格は、片耳当たり安いもので2万円、高価なものは30万円であり、保険適用ではないため全額個人負担となる。

身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者である高度・重度難聴の場合は、補装具費支給制度により僅か1割の負担で済む。また、中等度以下でも購入後に医療費控除を受けられるものの、その対象者は僅かで、約9割は自費で購入しなければならない。したがって、特に低所得の高齢者に対しては、特段の配慮が必要と考えられる。

欧米では、補聴器購入に対して公的補助制度があり、日本でも、高齢者の補聴器購入に対して補助を行っている自治体はあるが、一部にとどまっている。

補聴器の普及は、高齢になっても生活の質を落とさず、心身共に健やかに過ごすことができ、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながる。

よって、政府に対し、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度を創設するよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月30日

新潟県村上市議会

提出先

内閣総理大臣 菅 義偉 殿

財務大臣 麻生 太郎 殿

厚生労働大臣 田村 憲久 殿

衆議院議長 大島 理森 殿

参議院議長 山東 昭子 殿